

佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する公示

佐賀労働局一般公示第40号

令和5年10月10日佐賀地方最低賃金審議会から佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定についての意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、佐賀県の区域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和5年10月25日までに佐賀労働局長あて（佐賀市駅前中央三丁目3番20号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和5年10月10日

佐賀労働局長 重河 真弓

記

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定に係る佐賀地方
最低賃金審議会の意見の要旨

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 1 8 歳未満又は 6 5 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 0 1 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり